

## むつ市議会第244回定例会会議録 第1号

### 議事日程 第1号

令和2年6月10日（水曜日）午前10時開会・開議

#### ◎諸般の報告

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 行政報告

#### 【議案一括上程、提案理由説明、質疑、討論、採決】

- 第4 議案第32号 むつ市育英基金の特例に関する条例
- 第5 議案第33号 むつ市学生等緊急支援金の給付又は貸与に関する条例
- 第6 議案第34号 むつ市国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 第7 議案第35号 むつ市介護保険条例の一部を改正する条例
- 第8 議案第36号 令和2年度むつ市一般会計補正予算
- 第9 議案第37号 令和2年度むつ市水道事業会計補正予算

#### 【議案一括上程、提案理由説明】

- 第10 議案第38号 むつ市手数料条例の一部を改正する条例
- 第11 議案第39号 むつ市ひとり親家庭等医療費給付条例の一部を改正する条例
- 第12 議案第40号 むつ市地方卸売市場大畑町魚市場条例の一部を改正する条例
- 第13 議案第41号 むつ市勤労青少年ホーム条例を廃止する条例
- 第14 議案第42号 工事請負契約について  
(むつ運動公園陸上競技場第二種公認更新工事に係る工事請負契約を締結するためのもの)
- 第15 議案第43号 工事請負契約について  
(旧大畑庁舎外解体工事に係る工事請負契約を締結するためのもの)
- 第16 議案第44号 財産の取得について  
(むつ市役所本庁舎配備の除雪ドーザを、老朽化に伴い更新するためのもの)
- 第17 議案第45号 財産の取得について  
(小形ロータリ除雪車を、むつ市役所本庁舎及び大畑庁舎に配備するためのもの)
- 第18 議案第46号 財産の取得について  
(むつ市消防団の防火衣等装備一式を、老朽化に伴い更新するためのもの)
- 第19 議案第47号 町の区域の変更について
- 第20 議案第48号 むつ市農業委員会の委員に任命する者につき同意を求めることについて
- 第21 議案第49号 むつ市農業委員会の委員に任命する者につき同意を求めることについて
- 第22 議案第50号 むつ市農業委員会の委員に任命する者につき同意を求めることについて
- 第23 議案第51号 むつ市農業委員会の委員に任命する者につき同意を求めることについて

- 第24 議案第52号 むつ市農業委員会の委員に任命する者につき同意を求めることについて
- 第25 議案第53号 むつ市農業委員会の委員に任命する者につき同意を求めることについて
- 第26 議案第54号 むつ市農業委員会の委員に任命する者につき同意を求めることについて
- 第27 議案第55号 むつ市農業委員会の委員に任命する者につき同意を求めることについて
- 第28 議案第56号 むつ市農業委員会の委員に任命する者につき同意を求めることについて
- 第29 議案第57号 むつ市農業委員会の委員に任命する者につき同意を求めることについて
- 第30 議案第58号 むつ市農業委員会の委員に任命する者につき同意を求めることについて
- 第31 議案第59号 むつ市農業委員会の委員に任命する者につき同意を求めることについて
- 第32 議案第60号 むつ市農業委員会の委員に任命する者につき同意を求めることについて
- 第33 議案第61号 むつ市農業委員会の委員に任命する者につき同意を求めることについて
- 第34 議案第62号 むつ市農業委員会の委員に任命する者につき同意を求めることについて
- 第35 議案第63号 むつ市農業委員会の委員に任命する者につき同意を求めることについて
- 第36 議案第64号 むつ市農業委員会の委員に任命する者につき同意を求めることについて
- 第37 議案第65号 むつ市農業委員会の委員に任命する者につき同意を求めることについて
- 第38 議案第66号 むつ市農業委員会の委員に任命する者につき同意を求めることについて
- 第39 報告第4号 令和元年度むつ市一般会計継続費繰越計算書
- 第40 報告第5号 令和元年度むつ市一般会計繰越明許費繰越計算書
- 第41 報告第6号 令和元年度むつ市一般会計事故繰越し繰越計算書
- 第42 報告第7号 令和元年度むつ市水道事業会計継続費繰越計算書
- 第43 報告第8号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて  
(むつ市税条例等の一部を改正する条例)
- 第44 報告第9号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて  
(むつ市国民健康保険税条例の一部を改正する条例)
- 第45 報告第10号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて  
(むつ市地方活力向上地域に係る固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する  
条例)
- 第46 報告第11号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて  
(令和元年度むつ市一般会計補正予算)
- 第47 報告第12号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて  
(むつ市介護保険条例の一部を改正する条例)
- 第48 報告第13号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて  
(令和2年度むつ市一般会計補正予算)
- 第49 報告第14号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて  
(むつ市職員の特殊勤務手当の特例に関する条例)
- 第50 報告第15号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて  
(令和2年度むつ市一般会計補正予算)

本日の会議に付した事件  
議事日程に同じ

出席議員（22人）

1番	佐藤	武	2番	工藤	祥子
3番	杉浦	弘樹	4番	東	健而
5番	野中	貴健	6番	佐賀	英生
7番	斉藤	孝昭	8番	山本	留義
9番	富岡	直哉	10番	村中	浩明
11番	鎌田	ちよ子	12番	住吉	年広
13番	白井	二郎	14番	濱田	栄子
15番	佐藤	広政	16番	富岡	幸夫
17番	岡崎	健吾	18番	原田	敏匡
19番	佐々木	隆徳	20番	浅利	竹二郎
21番	佐々木	肇	22番	大瀧	次男

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

市長	宮下	宗一郎	副市長	鎌田	光治
副市長	川西	伸二	教育長	氏家	剛
公営企業 管業者	村田	尚	総務部長	吉田	真
総務部 理事 市長室	千代谷	賀士子	企画政策 部長	松谷	勇
財務部長	吉田	和久	財務部 調整 推進 監	樋山	政之
民生部長	中村	久	福祉部長	須藤	勝広
健康 づくり 推進部長	中村	智郎	子ども みどら smile kids office にり所	菅原	典子
経済部長	立花	一雄	都市整備 部長	中里	敬
教育部長	角本	力	上下水道 局長	濱谷	重芳



以上で諸般の報告を終わります。

### ◎開会及び開議の宣告

午前10時00分 開会・開議

○議長（大瀧次男） ただいまからむつ市議会第244回定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員は22人で定足数に達しております。

これから本日の会議を開きます。

### ◎諸般の報告

○議長（大瀧次男） 議事に入る前に諸般の報告を行います。

まず初めに、地方自治法第121条第1項に基づく今定例会への説明員の出席者については、お手元に配付の名簿のとおりであります。

次に、監査委員から、地方自治法第235条の2第3項の規定に基づく例月出納検査の結果報告がありました。関係書類は事務局に保管してありますので、ご閲覧願います。

次に、本日市長から、公害対策に関する経過報告、放射性廃棄物保管施設における安全対策に関する経過報告、交通問題対策に関する経過報告、工事請負契約に係る入札結果資料が提出されておりますので、お手元に配付しております。

次に、本日市長から、地方自治法第243条の3第2項の規定に基づく地方公共団体が出資する法人の経営状況を説明する書類の提出がありましたので、お手元に配付しております。

次に、全国市議会議長会等の会議結果につきましては、お手元に配付の報告書のとおりでありますので、ご了承願います。

次に、本日この後、新型コロナウイルス感染症に係る市の対応について、市長から行政報告がありますので、ご了承願います。

○議長（大瀧次男） 本日の会議は議事日程第1号により議事を進めます。

### ◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（大瀧次男） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第89条の規定により、7番斉藤孝昭議員及び13番白井二郎議員を指名いたします。

### ◎日程第2 会期の決定

○議長（大瀧次男） 次は、日程第2 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から6月19日までの10日間としたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大瀧次男） ご異議なしと認めます。よって、会期は本日から6月19日までの10日間と決定いたしました。

### ◎日程第3 行政報告

○議長（大瀧次男） 次は、日程第3 行政報告を行います。

市長から報告を求めます。市長。

○市長（宮下宗一郎） おはようございます。

5月15日開会のむつ市議会第158回臨時会において行った行政報告以降、国が発出した緊急事態宣言の解除及びこれを受けた青森県の対応を踏まえ、市の取組についてご報告させていただきます。

まず、5月21日、政府は、新型コロナウイルス

感染症対策本部を開き、「直近一週間の新規感染者数が10万人当たり0.5人程度以下」とする緊急事態措置の解除基準に照らし、大阪府等について緊急事態宣言を解除し、その後5月25日には、全ての都道府県において緊急事態宣言の解除をいたしました。

また、緊急事態宣言が解除された後においては、一定の移行期間を設け、外出の自粛や施設の使用制限の要請等を緩和しつつ、段階的に社会経済の活動レベルを引き上げることとしております。

一方、感染拡大を予防する観点からは、「新しい生活様式」の定着と業種ごとに策定される感染拡大予防ガイドラインの実践を前提とし、再度、感染の拡大が認められた場合においては、医療提供体制の維持を始め、速やかに強い感染拡大防止対策を講じることとされております。

これらを受け、5月27日、青森県は、この度改正された政府の基本的対処方針に基づき、特定警戒都道府県からの移動者に対する外出自粛要請等を緩和するほか、イベント開催制限に係る段階的緩和の目安を示しつつも、新型コロナウイルス感染症の第2波、第3波の到来にも備えておく必要があるとの認識の下、引き続き、新型コロナウイルス感染症の動向に細心の注意を払い、緊張感を持って感染防止に取り組んでいくこととしております。

以上を踏まえ、「むつ市の基本的対処方針」を始め、5月15日以降における、「特別定額給付金の給付状況」並びにこの危機突破の柱となる「予防医療対策」、「経済対策」及び「学校保育対策」に係る「むつ市感染症危機突破プロジェクトチーム」の取組について、ご報告いたします。

まず、むつ市の基本的対処方針についてご報告いたします。

市といたしましては、5月27日、青森県において新型コロナウイルス感染症に関する基本的対処

方針が変更されたことに伴い、これに準じた形の行動を市民の皆様をお願いすることといたしました。

具体的には、5月31日までは不要不急の県をまたぐ移動を避けていただくこと、及び6月18日までは北海道、東京都、千葉県、埼玉県及び神奈川県との移動は慎重に判断していただくこと、並びにイベントについては、今般示された段階的緩和の目安に基づき開催すること等、種々のガイドラインに従った行動をお願いすることとしております。

次に、「特別定額給付金」の給付状況についてご報告いたします。

5月1日から申請受付を開始し、本日までに2万7,860世帯、5万4,941人分、金額にして54億9,410万円の給付を完了しており、人数による給付率は、97.6%となっております。

なお、まだ申請されていない件数が、723世帯、912人となっておりますので、これらの世帯につきましては、再度、申請のご案内を送付し、申請漏れのないよう努めてまいります。

対策の柱の1点目、予防医療対策についてお伝えいたします。

はじめに、市内小中学校における感染症対策の実施についてご報告いたします。

市内22の小中学校において、文部科学省で提示している「新型コロナウイルス感染症に対応した学校再開ガイドライン」を参考に作成したチェックリストをもとに、保健師が各項目について担当者から聞き取りをするとともに現場確認を実施いたしました。これは、既に実施している感染予防対策の取組に係る疑問点等を把握し、学校活動再開に向けて必要な感染予防体制を整えることを目的に実施したものであります。

各小中学校には、児童生徒及び教職員が日頃から注意すべき6つのお願いを提示したポスター

を配布し、校内に掲示していただくことで日常生活の中で感染予防対策についての意識付けを行い、自ら率先して感染予防に努めるようになるものと考えております。

次に、職員の勤務時間中のマスクの着用についてご報告いたします。

新しい生活様式に沿った今後の対応として、6月1日から全職員を対象とし、窓口対応時、施設訪問・家庭訪問等の際、会議時、自席から離れる際には必ずマスクを着用することとしております。

なお、マスクにつきましては、職員が各自で準備することとしております。

次に、職員の分散勤務の取扱いについてご報告いたします。

緊急事態宣言が全国に拡大されたことを受け、出勤率7割減を目標とした分散勤務を4月20日から全職員を対象に実施し、その後青森県を含む39県における緊急事態宣言の解除を受けて、5月17日から5月31日までの出勤率の目標を7割減から5割減へと引き下げ、取組を継続してまいりました。

5月25日に全ての都道府県で緊急事態宣言が解除され、今後は新しい生活様式の実践が求められていることを踏まえ、出勤率の削減を全面解除とせず、新しい生活様式の実践例として挙げられている「3密の回避」と「人との距離を2m以上確保」を可能とするため、職員の座席の間隔を広げるとともに出勤率2割減を目標とすることで、ソーシャル・ディスタンスの確保を目指します。

今後につきましては、新型コロナウイルス感染症の発生状況、国及び県の動向を注視しつつ判断してまいります。

次に、職員の出張及び私用旅行の取扱いについてご報告いたします。

新型コロナウイルス感染症の日本における感染者数の増加を受け、4月1日から職員の出張の原則禁止及び私用旅行の自粛要請を行ってまいりました。

5月14日に青森県を含む39県における緊急事態宣言が解除されたこと等を受け、5月15日から不要不急の移動を避けつつ必要な県内の出張を認めることとし、併せて県内の私用旅行についての自粛要請を解除しております。

5月25日に全ての都道府県で緊急事態宣言が解除され、国及び県では、「5月中の不要不急の県をまたぐ移動を控えること、6月1日からは東京都等の1都3県及び北海道との不要不急の移動は慎重に」との段階的緩和の目安が示されております。

市といたしましては、特にこの本庁舎はワンフロアのため、感染者が出た場合や感染者から感染させられた場合の影響が市民の皆様や多くの職員へと及ぶことが想定されますことから、6月1日から6月18日までの間、1都3県、北海道への出張は原則禁止とし、その他の地域につきましては、不要不急の出張を避け、かつ、出張する場合には総務部長の承認を得ることとしております。

また、職員の私用旅行につきましても、出張同様に6月1日から6月18日までの間、1都3県、北海道への私用旅行の自粛を継続し、その他の地域につきましては、不要不急の旅行を避け、かつ、旅行する場合には所属部長へ事前に報告することとしております。

次に、職員の検温の実施についてご報告いたします。

日本での新型コロナウイルス感染症の拡大に鑑み、4月3日から毎朝の検温を実施しておりますが、職員の感染症対策と健康管理のため、新しい生活様式の実践例に示されている「毎朝の体温測定、健康チェック。発熱又は風邪の症状がある場

合にはムリせず自宅で療養」の基本的な生活様式に基づき、今後も継続して取り組んでまいります。

次に、むつ総合病院の新型コロナウイルス感染症外来の状況についてご報告いたします。

5月11日に運用を開始した新型コロナウイルス感染症外来は、1日当たり最大で十数件の受診と想定しております。全国的に感染症減少の傾向もあり、5月中の受診は合計で18件となっております。

新型コロナウイルス感染症外来の診察体制については、小児、成人をそれぞれ午前、午後として分けていた診察時間を小児、成人ともに午後2時からのみとするなど一部変更しております。今後も感染の動向を注視し、必要に応じて診察体制を見直していくこととしております。

次に、公共施設の利用の一部再開についてご報告いたします。

感染拡大防止の観点から、休止しておりました市内95の施設についてであります。これまで69の施設を段階的に再開してまいりましたが、6月1日からむつ来さまい館、老人福祉センター、ふれあい温泉川内など21施設の利用を再開し、本日から釜臥山展望台、6月12日からはむつ市下北自然の家の利用を再開することとしております。

施設の再開に当たりましては、既に再開している施設と同様、衛生指導に係るチェックリストを用いた感染防止対策の確認や注意喚起のポスターの掲示、定期的な消毒作業など施設ごとの感染予防対策を講じております。

なお、恐山休憩所と脇野沢野猿公苑は、新型コロナウイルスの感染状況を注視する必要性と個々の施設の状況に鑑み、引き続き当面休止といたしますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

対策の柱の2点目、経済対策についてお伝えいたします。

5月15日開会のむつ市議会第158回臨時会にお

いて御議決を賜りました3つの事業についてご報告いたします。

まず、前述の特別定額給付金は、生活支援臨時給付金として1世帯当たり30万円の現金を給付するとした制度の撤回を受け、国の「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」として一律に一人当たり10万円の現金を給付するため、新たに創設されたものであります。ここでは、むつ市が地域経済の活性化を念頭に置いて創設した独自の「事業者支援」の一つ、「むつ市新型コロナウイルス感染症対策緊急支援給付金」の給付についてご報告いたします。

本給付金につきましては、臨時会閉会直後から申請の受付を開始し、本日までに834社からの申請を受付し、741社分、金額にして2億2,230万円の給付を完了しております。本給付金は、対象となる総数を約1,000社と想定しておりますので、引き続き事業の周知を図るとともに迅速な給付に努めてまいります。

次に、「全市民生活支援」の一つ、「マスク配布事業」についてご報告いたします。

本事業は、市民の皆様一人に1枚、洗って使える布マスクを配布するもので、5月26日から配布を開始し、ほぼ全ての市民の皆様にお届けできたものと考えております。

次に、「子どもみらい支援」の一つ、「むつ市子どもみらい応援事業」についてご報告いたします。

むつ市子どもみらい応援給付金は、国の子育て世帯への臨時特別給付金に1万円を上乗せして給付するもので、国の給付金と合わせて対象児童一人当たり2万円の給付額となります。

給付状況につきましては、5月18日に一般支給対象者に給付案内を送付し、6月8日に対象児童4,461人分の給付を完了しております。

以上がむつ市緊急経済対策についてのご報告と

なりますが、引き続きこれらの事業をしっかりと完了させるとともに、本日この後ご審議いただく補正予算案に計上した関連事業につきましても、迅速に取り組み、1日でも早くこの難局を市民の皆様、事業者の皆様と乗り越えてまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

対策の柱の3点目、学校保育対策についてお伝えいたします。

はじめに、小中学校の再開状況についてご報告いたします。

市の保健師による巡回保健指導の結果、全ての小中学校において「新型コロナウイルス感染症対策におけるチェックリスト」の各項目について、実施あるいは準備が行われていることが確認されたことから、5月18日から給食の提供を含む学校活動を再開いたしました。

今後、休校等がなく、学校活動が順調に推移した場合には、1学期は学習の遅れを取り戻す期間、2学期は行事等も含め通常の教育活動に戻していく期間、3学期は今年度の総括と次年度に向けた方針を策定する期間とすることを基本として進めてまいりたいと考えております。

次に、学校以外の教育施設の再開状況についてご報告いたします。

むつ市教育研修センターにつきましては、学校の再開と併せ、5月18日から利用を再開しております。

中央公民館、川内公民館、大畑公民館、脇野沢公民館につきましては、県内の利用者に限り5月16日から利用を再開しておりますが、主催事業は8月以降の開催を予定しております。

図書館につきましては、分館も含めまして5月28日までは図書の貸出し・返却のみに限定しての利用としておりましたが、5月29日からは1時間程度の図書、雑誌、新聞の閲覧、6月1日からは

集会施設の利用と、段階的に利用制限を緩和しております。

むつ市下北自然の家につきましては、宿泊を伴う利用は9月1日から利用開始となりますが、宿泊を伴わない事業につきましては、6月12日より段階的に再開することとしております。

いずれの施設においても、新型コロナウイルス感染予防対策を徹底した上で、利用を再開あるいは検討を行っておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、幼稚園・保育園・なかよし会等についてご報告いたします。

幼稚園については、市の保健師による衛生面の確認と助言など、感染症対策を講じ、5月18日から全ての幼稚園で通常どおり再開しております。

また、なかよし会については、感染防止対策の観点から、対象児童を原則小学校1年生及び2年生とし、やむを得ない事情がある場合には3年生から6年生までについても受け入れることとするなど、5月18日以降も引き続き規模を縮小し開設しております。

幼稚園・保育園の今後の対応につきましては、5月25日の緊急事態宣言解除後の県の方針を踏まえ、6月1日から6月18日までの間、特定警戒都道府県であった北海道、東京都、埼玉県、千葉県及び神奈川県並びに感染拡大が懸念される地域への職員の外出の自粛等について、各幼稚園、保育園をお願いしているところであります。

以上、新型コロナウイルス感染症に係る市の対応についてご報告させていただきます。

今後も感染の動向を注視しながら、国及び県の方針等に基づき、市民の皆様の安全と健康、そして日々の生活を守るため、速やかに対策を講じてまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（大瀧次男） これより質疑を行います。

ただいまの報告に対し、質疑ありませんか。18番

原田敏匡議員。

○18番（原田敏匡） 3点お尋ねさせていただきます。

1点目は、経済対策についてです。本定例会に上程されている補正予算が議決されると、現在発表されている市独自の計13事業の経済対策が実施されることとなりますが、緊急支援給付金をはじめとした今回の経済対策の対象にならなかった事業者も、季節が変わり、まだまだ経済活動が停滞する中、これから経済的影響を受けるであろう声も聞こえてきます。そこで、今後そういった事業者に対しての支援をどのように考えているのかお伺いします。

また、これまで発表されている対策は事業者、市民を守るといった面が強い支援となっておりますが、今後事業者はアフターコロナ、ウィズコロナに向け、業態転換、業務改革を迫られることとなりますが、そういった事業者等に対し、市として経済を前進させるための攻めの支援策をどのように考えているのかお伺いします。

2点目は、学校保育対策についてであります。学校が再開され、子供たちの元気な姿を目にするようになり、保護者も安堵しているところではありますが、今後の学校イベントの開催の可否が気になりとなり、特に修学旅行については気をもんでいる保護者が多数おります。

そこで、小・中学校の修学旅行に関し、市及び教育委員会はどのような方針を考えているのか。あわせて、これまで修学旅行先については各学校の判断となっているが、今回の場合、各学校が決定できる範囲はどのようになるのか。また、保護者に判断を求める場面があるのかお伺いします。

3点目は、イベント開催についてです。新型コロナウイルス感染症の影響で、これまで春は桜まつり関連、今後は夏まつり等のイベント、催事が中止となっている中で、四季を楽しむ機会が大幅に減り、夏、

秋に向けて肩を落とす市民も少なくありません。

そこで、直近では夏を感じる代表的なものの一つとして海水浴が挙げられますが、かわうちまりんぴーちなどの海水浴場の開設についてどのような見解を持っているのか。また、四季を楽しめる、感じることでできる代替事業等の考えはあるのかお伺いします。

以上3点、よろしくお祈いします。

○議長（大瀧次男） 健康づくり推進部長。

○健康づくり推進部長（中村智郎） お答えいたします。

まず、緊急支援給付金の対象とならなかった事業者でございますけれども、むつ市の緊急支援の対象者は7業種とされておりまして、こういったものの該当になかった部分につきましては、国、あるいは県の制度、特に業種の縛りのない国の持続化給付金の制度を紹介させていただいてるところでございます。また、国・県、市の支援策につきましては、広報むつを中心に市のホームページ、あるいは市長のツイッター、あるいはユーチューブなどのSNSを通じ、幅広く情報提供いたしておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

そして、次に今後のアフターコロナに向けた攻めの支援策ということでございますけれども、市といたしましては事業者の皆様の持続可能な経営を支援することがまず重要であると考えております。このような観点から、このたびの緊急経済対策においても、市と事業者が一体となり、お客様の安心安全を確保する取組であるとして、衛生管理応援事業を実施することとしております。本事業につきましては、今後むつ市安心飲食店等認定制度として制度化を目指し、市が日常的に衛生管理に努める事業者をサポートすることで市民の皆様様の安全安心を確保していくこととしております。つまり社会経済活動の確保と市民の皆さんの感染症対策、この両立をすることで攻めの、今後

の支援策となっていくものと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

以上でございます。

○議長（大瀧次男） 教育部長。

○教育部長（角本 力） 修学旅行に関してのお尋ねにお答えいたします。

修学旅行につきましては、6月半ばをめどに実施の可否を判断することにしておりまして、今後開催されますむつ市新型コロナウイルス感染症対策本部会議の協議を経た上で、先ほどありました各学校が決定する範囲、保護者が判断する範囲も含めまして、教育委員会から各学校にお示しさせていただき予定となっておりますので、ご理解賜りますよう存じます。

○議長（大瀧次男） 都市整備部長。

○都市整備部長（中里 敬） お尋ねの海開き、海水浴場についてお答えをいたします。

市では、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を念頭に、今年については市内4か所、脇野沢、川内、浜奥内、大畑、かわうちまりんびーちを含めて海開きを中止することとしておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（大瀧次男） 18番。

○18番（原田敏匡） 1点だけ再質疑をします。

イベントの代替事業の件はまだ検討はされていない、今現在の市の対策に全てめどがついてから、やるやらないも含めて検討するという考えでよろしいのでしょうか。

○議長（大瀧次男） 市長。

○市長（宮下宗一郎） お答えいたします。

季節を、四季を楽しむイベントということになりますと様々あると思いますが、市としてはまず市のイベントをどうするかということを考えないといけない。これは、6月18日にまた新たな国の方針が出るとお思いますので、その後に決めていくことだと思っています。

また、イベントというのは市だけではなくて、民間の皆さんが様々なイベントを季節に応じて実施していただいています。そういったことをなるべくできるように、私たちとして感染症対策の観点から支援をしていきたいと考えておりますので、そういうことでご理解をいただきたいと思えます。

○議長（大瀧次男） ほかに質疑ありませんか。20番 浅利竹二郎議員。

○20番（浅利竹二郎） 特別定額給付金についてお尋ねします。

報告によりますと、未申請世帯が723世帯あるということなのですが、5月1日に発動以来、随分日にちもたっておりますのに、まだこのような未申請があるということ、この状況はどのようなことで残っているとお考えでしょうか。

○議長（大瀧次男） 市長。

○市長（宮下宗一郎） お答えいたします。

現状来ていない方々がなぜ来ていないかということについては、我々は把握しておりません。というのも、まずは来た方々に一生懸命給付するというのを優先していたからです。ただ、6月15日時点で、来ていない方々がどういう方々なのかということを一且取りまとめて、6月22日に再度確認のための郵送をさせていただきます。

分庁舎については、旧町村部についてはそれぞれ数十件ということですので、分庁舎で確認をしてもらって個別対応という形に6月下旬、あるいは7月からは入っていきたいというふうを考えておりますので、できる限り100%に近い給付をこれから考えていきたいと思っております。

○議長（大瀧次男） 20番。

○20番（浅利竹二郎） みんなそれぞれ状況があると思いますが、給付金を請求する意思はあるものの、例えば書類作成に健康上とか、能力的なものとか、そういうことでいまだ請求していな

いというような方もいると思います。そこら辺をもう少し突っ込んだフォローができないものかどうか、ちょっとお尋ねします。

○議長（大瀧次男） 市長。

○市長（宮下宗一郎） 議員ご指摘のとおり、そのような方もいらっしゃると思います。ただ、全体を通じて見ますと、97%の方々に支給できているというのは、恐らく相当ご家族の中やご近所ということがあるのかもしれませんが、助け合っていて出しているのが今現状だと思いますので、個別対応はもう少し様子を見ながら。今は、毎日大体30件ぐらいまでになってきています、申請の数というのが。それが1桁になってきますと、もうほとんど個別対応ができる感じになってきますので、これ申請が7月31日までですから、6月下旬から7月は議員ご指摘のように個別対応をして、できる限り皆さんに給付できるような形を取っていきたいと、このように考えてございます。

○議長（大瀧次男） ほかに質疑ありませんか。9番富岡直哉議員。

○9番（富岡直哉） 予防医療対策に関連いたしまして、2点質疑させていただきます。

まず1点目は、コロナ禍における災害時の避難行動についてであります。当面の間は感染防止の観点から3密を避けた形での分散避難など、新たな避難行動を取らなければならないものと認識しております。本市においては、従来とどのような部分について変更となるのか。また、市民への周知方法も含めてお伺いいたします。

また、2点目は町内会の活動再開についてであります。これまで大型店舗や学校における保健衛生指導が実施され再開に至っておりますが、町内会の活動につきましては、行事などの中止に伴い、現在も自粛されているところが多い状況にあります。今後段階的な活動の再開を迎えるに当たり、

保健指導をはじめとした市の支援策についてお伺いいたします。

以上2点、よろしくお願いいたします。

○議長（大瀧次男） 総務部長。

○総務部長（吉田 真） 現在の市の検討状況と、具体的な従来の避難行動との変更点についてお答えいたします。

現在市において事前に準備すべきものや市民の皆様へ準備、持参していただくもの、避難所内における3密を回避するための方策、避難所内での感染予防対応等、事前準備、避難所の運営、避難所の閉鎖の各フェーズごとに必要な対応の取りまとめを行っております。これらを踏まえた新型コロナウイルス感染症を想定した避難所運営マニュアルの策定を進めており、今月中の完成を目指しております。

従来の避難行動との変更点につきましては、避難所での3密回避のための収容人員の減に対応するために、自宅避難や安全な親戚、知人宅への避難も検討していただくことが必要であると考えております。また、避難の際には従来の避難持ち出し品に加え、マスク、アルコール消毒液、体温計等をできる限り持参していただくことをお願いしたいと考えております。

以上です。

○議長（大瀧次男） 健康づくり推進部長。

○健康づくり推進部長（中村智郎） 町内会活動の再開に当たっての支援についてお答えいたします。

市ではこれまでスーパー、ドラッグストア及び小・中学校を訪問いたしまして衛生管理支援を行っております。この中で、一定の基準で感染防止対策を実施しているところは確認しているところでございます。

今般示された新型コロナウイルス感染症に関する青森県対処方針によりますと、イベント等の開

催につきましては、新しい生活様式や業種ごとに策定されるガイドラインに基づく適切な感染防止対策が講じられることを前提に開催することとされているほか、人数の上限等についても段階的に緩和することとしておりますので、町内会活動の再開におきましても、この方針に基づきご検討をお願いしたいと考えております。

なお、市の対応といたしましては、町内活動についても相談対応、物品の消毒に使用できる次亜塩素酸ナトリウムの提供等を行ってまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（大瀧次男） 総務部長。

○総務部長（吉田 真） 先ほど答弁漏れがありましたので、お答えいたします。

市民の周知方法ということについてでございますが、市といたしましては広報むつ、市ホームページ、ツイッター、ユーチューブ等、様々な方法で周知を図ってまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（大瀧次男） 9番。

○9番（富岡直哉） 新しい避難行動について1点だけ確認をお願いいたします。

基本的に大きな変更点というのは自宅避難ということでございましたけれども、臨時避難所として新型コロナウイルス感染症が終息するまで、今後避難所を増やす想定等ございましたらお知らせください。

○議長（大瀧次男） 総務部長。

○総務部長（吉田 真） お答えいたします。

まず、基本的には自宅避難、親戚、知人宅等への避難ということでございますが、今後災害の大小によっては避難所、そういう部分も不足するかと思いますので、そういった臨時避難所、サブの避難所という部分も想定に入れて考えていきたいと思っております。

以上です。

○議長（大瀧次男） ほかに質疑ありませんか。14番 濱田栄子議員。

○14番（濱田栄子） 今ご報告いただきましたが、先ほど原田議員の質疑に対しての健康づくり推進部長のご答弁で、衛生管理応援事業等を考えているというご答弁ありましたけれども、この中に例えば老人福祉施設等の衛生管理の指導等は含まれているのでしょうか。また、これまではどういうことをなさってきたのかお知らせください。

○議長（大瀧次男） 健康づくり推進部長。

○健康づくり推進部長（中村智郎） お答えいたします。

障害者福祉施設等につきましても、当然のことながら衛生管理指導は行ってまいりたいと思えますし、これまでの指導といたしまして、各省庁から示されているガイドラインに基づいて各施設、事業所において適切に対応されていると認識しております。

以上でございます。

○議長（大瀧次男） 14番。

○14番（濱田栄子） やはり老人福祉施設等においてクラスターの発生等がこれまで全国で見られておりましたので、そういうところに対してもまたこの応援事業というのは繰り入れていただけるというふうに考えてよろしいのでしょうか。

○議長（大瀧次男） 福祉部長。

○福祉部長（須藤勝広） お答えいたします。

介護保険サービス事業所と障害福祉サービス事業所等につきましては、うちのほうから衛生管理につきまして注意してくださるよう3回ほど通知しておりますので、それで衛生管理を保っていただいております。

以上でございます。

○議長（大瀧次男） ほかに質疑ありませんか。10番 村中浩明議員。

○10番（村中浩明） 公共施設の利用の一部再開について報告ありましたが、アリーナ建設工事も完成まであと僅かとなっておりますが、むつ市総合アリーナについて2点お伺いいたします。

1点目、新型コロナウイルス感染症拡大により、アリーナ本体及び外構工事への影響はありましたでしょうか。また、建設工事の進捗状況をお知らせ願います。

2点目、むつ市総合アリーナ、6月下旬完成予定と聞いております。7月から8月の試用期間を経て、むつ市市制施行記念日である9月1日より利用可能となり、供用開始時には各種オープニングイベントも予定されていると思われませんが、今後スケジュール等の変更がありましたらお知らせ願います。

以上2点、よろしくお伺いいたします。

○議長（大瀧次男） 民生部長。

○民生部長（中村 久） アリーナの本体及び外構工事の影響についてお答えいたします。

むつ市総合アリーナ整備事業につきましては、工期に与える影響はなく、アリーナ本体は6月末の竣工を、その他の駐車場等の外構工事につきましては9月の完成予定となっております。5月末現在の進捗率といたしましては、本体工事は99.82%、外構工事で39%となっております。

供用開始までのスケジュール等の変更点についてお答えいたします。6月末の本体引渡し後、9月1日の落成式までの間、スポーツ少年団や学校及び各種競技団体を対象に総合アリーナを無料で体験していただく2か月程度のプレオープン期間を設けております。この中で、中体連の屋内競技を実施する予定となっております。

なお、オープニングイベント等につきましては、新型コロナウイルスの感染状況等を踏まえ、見極めてまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

○議長（大瀧次男） 10番。

○10番（村中浩明） 2点再質疑させていただきます。

今後各種競技大会の場として多くの方々にご利用していただくとと思いますが、その際の県外からの入場制限は設けられるのでしょうか。

また、遠赤外線での体温検知システム、県内での観光施設でも取り入れられていますが、今後当市でも導入する予定はあるのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（大瀧次男） 市長。

○市長（宮下宗一郎） 私のほうから1点目だけについてお答えしますが、県外からの入場制限ということができるかどうかということですが、公共施設で差別的な取扱いをするということは、基本的には多分憲法の観点から難しいと私は考えています。したがって、県外の人たちが来るようなイベントを行わないということがしばらくは前提になると思いますので、そのように理解をしていただきたいと思います。

2点目については、担当部長から答弁させていただきます。

○議長（大瀧次男） 民生部長。

○民生部長（中村 久） 2点目のお尋ねにお答えいたします。

2点目のお尋ねにつきましては、今現在検討をしておらない状況でございますので、ご理解願いたいと存じます。

○議長（大瀧次男） ほかに質疑ありませんか。7番齊藤孝昭議員。

○7番（齊藤孝昭） 2点質疑させていただきます。まずは、新型コロナウイルス感染、一旦終息したように思われますが、まだまだ先どうなるかわからないということを前提に2点質疑させていただきます。

今までの行政の一連のいろんな対応、または地

域の状況を考えますと、まずは感染の誤情報、またはコロナハラスメントと言われる誹謗中傷に対する対応について、行政はどのように考えてきたのかということをお聞きします。事実を正しく伝えることで誤った情報に振り回されたり、誤った情報を広めたりすることを防ぐことができますが、行政側はなかなかそこに今回積極的に踏み込まなかったというふうな印象を覚えております。このような誤った行為は、今後の判断に大きな影響を与えるというふうな観点から、やはり今後このような事例が発生する場面があった場合、情報の発信についてどういうふうに考えているのかをお知らせ願いたいと思います。

もう一点は、似ているのですけれども、今回の一連の対応について、施策も含めてですけれども、客観的な検証と評価をやっぱりするべきだというふうに思っていますが、そこのところはどのようにお考えなのかお知らせをしていただきたいと思います。

○議長（大瀧次男） 市長。

○市長（宮下宗一郎） お答えいたします。

誤情報ということに基づく様々な誹謗中傷や罵詈雑言ということについては、これはもう私すらその対象になっていたというふうに認識していますし、私が対象になるということよりは、市民の皆様が対象になって、そのような形で人権を傷つけられるということがあったということも承知はしております。これについては、論点というか、課題が幾つかあって、1つはやっぱり情報の公開の具合というものがなかなか正確にはできなかったということが1つにあると思います。具体的に言えば、例えばPCR検査に、では今日何人行っていますかと、その人が陰性でしたという情報が一切流れなかった。これは、私たちではありません、県です。一方で、陽性者が出たという場合も、これもどこの市で出たとか、あるいはどこの

施設の関係者だったかということの公表すらなかった。これはどういうふう公表されたかということ、どこどこの保健所の管内の人だと。だったら例えばむつ市で出ようが、大間町で出ようが、風間浦村で出ようが、むつ市管内ですとしか多分県は発表しないと。そのことが、そういう情報公開の在り方そのものが混乱を招き、かつ一県民なり、あるいは一市民の方なりがその誹謗中傷の対象になったということではないのかなというふうに私は思うわけです。一方で、SNSが発達していますから、誰なのだというところは容易に特定できるのが現在の社会であるというふうに考えるわけです。その辺ちょっと今まとめて言いづらい部分はあるのですが、そういうふうに少し私は分析をしている部分があります。

ですから、もうちょっと順番で言うと、まず県がしっかりとした形で、どこの市町村で出ているのだと、感染が発生したのだということを整理してお伝えをすると。その次には、その感染者自体がどういう施設をこれまで使ってきたか、あるいはどういう行動履歴があったかということを確認に提示をすると。濃厚接触者ということの定義も明らかにした上で、どの範囲でその濃厚接触者がいるのだということも同時に明らかにする、疫学的見地から。その情報がしっかりと伝われば混乱なく、あるいは余計な誹謗中傷なく事態が収まる方向に向かうのだと思いますが、そうしたことがなかったということは非常に残念でなりません。ただ、そのことを我々が何回か県に言っていると思うのですが、繰り返し言っても何の答えもないような状況なのです。ですから、それは変わらないと思います。ということは、私たちは市としてできる限りの情報提供を皆さんにしていくということが正解なのだと思います。

お尋ねのあった誤情報に基づく誹謗中傷があった場合、積極的な対応ができていなかったのでは

ないか、今後その情報発信をどうするのかということの問いかけに関しては、私たちとしてはやっぱり知っている範囲の、知り得る範囲の情報をしっかりと明らかにして、それを正確に市のホームページやツイッターやユーチューブなどで伝えていくことに限るといふふうに思います。面白いので、誤情報のほうがすぐあつという間に広まるのです。これは、そういうこともあったということだと思いますけれども、あつという間に広まる。ただ、正確な情報はこうですという話をしっかりとそのタイミングで言うことも必要なかなと思っています。

お尋ねの2点目ですけれども、客観的な検証が必要だということですが、そのとおりなのですが、まだ私としてはこの災害、渦中にあるというふうに考えています。ですから、一定の終息を見た後にそのような形で市議会の皆さんとの議論を通じてなど、客観的な検証をしていきたいと、このように考えている次第でございます。

○議長（大瀧次男） ほかに質疑ありませんか。19番 佐々木隆徳議員。

○19番（佐々木隆徳） 緊急支援給付金について伺います。

今日までの、といいますか、市長の報告ありましたけれども、対象業種の方々から大変喜ばれている給付金であります。これまでに申請を受けた中で担当者等が可否の判断できずに保留されて、まだ支給されていないものは件数あるのか。もしあるとすれば、保留となっているものの最終判断の可否等はどのような流れで行われるのか伺います。

○議長（大瀧次男） 市長。

○市長（宮下宗一郎） そういう意味では、申請保留、受付保留となっているものについては複数件でございます。この件数については、今事務局というか、担当から報告をさせますけれども、その中

身としては、我々ちょっと想定外だったのが営業許可証というものがない中でも営業をしている方々がいらっしゃる、事実上営業している方々がいらっしゃるですとか、あるいは我々は市内の個人事業主の方々、あるいは市内の法人事業主の方々をメインにこの制度を考えていたのですが、全国のチェーン店からも申請があったりですとか、そういったことはあります。そうしたものは全て今受付保留にさせていただいています。

最終的な判断としては、申請期限が6月30日になっていますので、6月30日の時点で全体を、申請来ているものをもう一度眺めた上で判断をさせていただきたいと考えています。実施要綱をつくっていますので、実施要綱に基づいて判断をさせていただきたいと考えてございます。

○議長（大瀧次男） 経済部長。

○経済部長（立花一雄） 市長答弁に補足させていただきます。

申請を受け付けて保留している件数でございますけれども、66件ということになっております。

以上でございます。

○議長（大瀧次男） 19番。

○19番（佐々木隆徳） 今市長が交付要綱のお話をしましたけれども、確かに申請書類には行政機関等からの許認可を持って営業していることが分かる、そしてまたその他市長が認める書類とうたっております。最終的に申請が万が一この先、たしか6月8日の段階で829件、そして今日834件ですか、今日といいますか、8日の段階から五、六件ほど増えておりますけれども、最終的に最大公約数で1,000件というふうなことを想定したと思うのですが、下回るようであれば、当然ある程度の緩和要件も含め考慮すべきと、できるだけ支給するような形の方向づけすべきでないかと、そう思いますけれども、市長の考えを伺います。

○議長（大瀧次男） 市長。

○市長（宮下宗一郎） お答えいたします。

予算の枠が1,000件ということで、1,000件に満たなかった場合の残りの取扱いということについては、これは7業種ということで今当面、当面というか、まずは支援を始めさせていただきましたが、この業種以外でも実質的に新型コロナウイルス感染症によって大きく影響を受けている事業者の皆様は数多くいらっしゃると思います。ですから、この予算でまず申請をしていただいで、私たちの交付要綱どおりに申請していただいた方々はもう給付をさせていただきますが、それ以外の方々は、そのほかで被害を受けた方々も含めて、もう一度やっぱり考える必要があるのかなというふうに思っています。

したがって、この予算の執行残という部分については、必ずしも今申請保留になっている方々に全部行くということではなくて、もう一度ちょっと踏みとどまって、新型コロナウイルス感染症で影響を受けた事業者の皆様にお届けする方法を考えたほうが、むしろ市内の経済にとってはプラスになるのかなと、私は今の時点ではそのように考えていますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（大瀧次男） ほかに質疑ありませんか。3番杉浦弘樹議員。

○3番（杉浦弘樹） 予防医療対策について1点お伺いします。

このたびの学校再開に伴い、文部科学省で提示している新型コロナウイルス感染症に対応した学校再開ガイドラインを参考にした市独自のチェックリストを基に現場確認を実施し、学校再開をしておりますが、今後第2波、第3波が来た際、学校休校から学校を再開する場合は、その都度今回と同じように市独自のチェックリストを基に現場確認を実施して学校を再開するのかどうかお聞きしたいと思います。

○議長（大瀧次男） 健康づくり推進部長。

○健康づくり推進部長（中村智郎） お答えいたします。

先般も学校を訪問しての衛生管理指導を行っていましたが、学校再開した後、また再度学校のほうに伺いまして、再度チェックをしようとしておりまして、前回から今回までに至る期間の間に新たに発生した問題点を浮き彫りにして、また新たな指導をしたいと考えておりますし、その第2波、第3波ということにつきましてもまだ想定段階で、具体的にはお答えはできないのかもしれませんが、そういったことも踏まえた対応をしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（大瀧次男） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大瀧次男） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

以上で行政報告を終わります。

#### ◎日程第4～日程第9 議案一括上程、提案理由説明、質疑、討論、採決

○議長（大瀧次男） 次は、日程第4 議案第32号 むつ市育英基金の特例に関する条例から日程第9 議案第37号 令和2年度むつ市水道事業会計補正予算までの6件を一括議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。市長。

○市長（宮下宗一郎） ただいま上程されました6議案について、提案理由及び内容の概要をご説明申し上げ、ご審議の参考に供したいと存じます。

はじめに、議案第32号 むつ市育英基金の特例に関する条例及び議案第33号 むつ市学生等緊急支援金の給付又は貸与に関する条例についてであります。これら2議案は、新型コロナウイルス感染症の影響に鑑み、むつ市育英基金の一部を活用し、本市に居住する方の子であって高等学校以

上の学校に修学している方に対し、支援金を給付又は貸与することで、安心して生活しつつ、将来の目標に向かい学業に専念できる環境を提供するためのものであります。

次に、議案第34号 むつ市国民健康保険税条例の一部を改正する条例及び議案第35号 むつ市介護保険条例の一部を改正する条例についてであります。これら2議案は、新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合等における国民健康保険税及び介護保険料の減免の実施に係る要件等を規定するためのものであります。

次に、議案第36号 令和2年度むつ市一般会計補正予算についてであります。本案は、5億4,421万6,000円の増額補正でありまして、これにより補正後の歳入歳出予算総額は、430億5,522円3,000円となります。

まず、歳出の主なものについてであります。新型コロナウイルス感染症に係るむつ市緊急経済対策につきましては、「事業者支援」として、飲食店家賃補助事業費、宿泊業支援事業費及び非正規雇用労働者支援事業費を計上し、また、「子どもみらい支援」として、むつ市学生等緊急支援事業費及び「むつ市のうまい！」仕送り事業費を、さらに、「全市民生活支援」として、ステイホーム応援事業費及びプレミアム付商品券事業費を計上しております。

そのほか、教育費には、市内全小中学校のWi-Fi環境の整備に係るGIGAスクールネットワーク整備事業費及び小学校3年生から中学校3年生までの児童生徒一人に対し1台のタブレット端末を配布するためのGIGAスクール端末整備事業費を計上しております。

なお、この度の緊急経済対策に係る財源確保のため、各費目におきまして、中止及び延期となった事業に係る経費を減額調整しております。

次に、歳入の主なものについてであります。国・県支出金には歳出との関連において補助見込額を計上しておりますほか、繰入金には緊急経済対策の財源として、育英基金繰入金、地域振興基金繰入金及び財政調整基金繰入金を計上しております。

次に、議案第37号 令和2年度むつ市水道事業会計補正予算についてであります。本案は、新型コロナウイルス感染症の影響に鑑み、水道契約をしている世帯、事業所等の水道基本料金の2か月分を無料とすることに伴い補正するもので、収益的収入において1億円を減額しております。

以上をもちまして、上程されました6議案について、その大要を申し上げましたが、細部につきましては、議事の進行に伴いましてご質問により詳細ご説明申し上げます。

何とぞ慎重ご審議の上、原案どおり御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（大瀧次男） これで提案理由の説明を終わります。

ただいま上程されました議案については、この後質疑、討論、採決を行います。ここで議事整理のため、午後1時まで暫時休憩いたします。

午前11時00分 休憩

午後1時00分 再開

○議長（大瀧次男） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより質疑に入りますが、これらの6議案は新型コロナウイルス感染症への対策として相互関係がありますので、まずこれら6議案に対する総合的な質疑を行い、その後1議案ずつ区分して質疑、討論、採決を行いますので、ご了承願います。

質疑の通告がありますので発言を許可します。

7番 齊藤孝昭議員。

○7番（齊藤孝昭） 議案第32号から議案第37号ま

でのコロナ対策予算に関わる6議案に対する総括的質疑をさせていただきます。

新型コロナウイルス対策事業として、今回の議案及び補正予算を合わせて約10億円以上の緊急予算を計上することになりました。むつ市の財政は非常に厳しく、脆弱でもありますし、そんな中での10億円以上の緊急予算ということで、これは県内10市の中でもトップクラスの支援策というふうに聞いております。非常によく頑張ったなというふうなことも感想にあります。そこでこの多額の予算を計上したことに対する効果、どういうふうに想定しているのかをお知らせ願いたいと思います。

次に、コロナ対策予算ということですが、その他の本年度の行政運営に与える影響、どういふふうに考えているのかをお願いします。

最後になりますけれども、皆さんよく言っていますけれども、これから第2波、第3波という波が訪れた場合の予算の関係、絞り出したというふうに聞いておりますが、この第2波、第3波が来るとなった場合の支援策、または行政運営についてどのように考えているのかお知らせ願いたいと思います。

○議長（大瀧次男） 市長。

○市長（宮下宗一郎） お答えいたします。

今回の緊急経済対策のその効果ということについてでありますけれども、まずは事業者への支援についてということでご説明をさせていただきます。市町村民経済計算によれば、市内総生産のうち約88%がサービス業となっております。また、今回の緊急経済対策の対象事業者は、経済センサスにおける全事業者数の約38%に当たっております。市が行った独自のアンケートにおいても、経営に大きな影響を受けている事業者の皆さんとなっておりますし、我々としてはヒアリング等で独自に調査をした結果としてもそのようになってご

ざいます。この対象事業者への支援というものが最も効果的に市内経済の回復に資するものと考え、スピード感を持って各事業を進めているところでありますので、その点について一定の効果は認められるものと考えてございます。

また、本日ご審議いただくプレミアム付商品券事業を御議決いただいた際は、むつ市内で総額12億円の消費効果があります。その経済波及効果は、それ以上になると考えてございます。

さらに、先般1人に1枚お届けしたマスク配布事業や、各家庭への支援を予定しておりますごみ袋を配布するステイホーム応援事業、水道料金の減額と全市民の皆様向けへの事業も家計への支援の一助となっていると考えております。こうした形で小出しに順次事業を出していくということではなく、経済対策として総合性を持ってお示しさせていただいたのは、市民の皆様がこのコロナにあっても希望を持ってむつ市で生活をしていただきたい、そしてコロナ後の新しい生活様式にみんなで向かっていこうと、このようなメッセージを込めてパッケージとして政策を提案させていただきましたので、ご理解を賜りたいと存じます。

また、今回のコロナ対策予算が本年度の行政運営に与える影響ということについてのお尋ねにお答えいたします。まず初めに、今回の緊急経済対策は、家計や経営に大きな影響のあった市民の皆様や市内事業者の皆様に対して手厚い支援を講じることで、市内経済の維持、回復を図り、市民の皆様のご暮らしの安全安心を守るため取り組んできたところでもあります。

行政運営ですから、その財源ということでもありますけれども、今回の新型コロナウイルスの影響というのが未曾有の災害と同様であるとの認識の下、迅速な対応をしなければならないことから、市の事業の中止や延期となった経費分、地域振興基金や財政調整基金の取崩し、国の新型コロナウ

イルス感染症対策対応地方創生臨時交付金など、活用が可能な財源を精査しながら財源確保に努めたところであります。文字どおりかき集めたということであります。

むつ市学生等緊急支援事業費の財源でありますむつ市育英基金の取崩しにつきましては、奨学金貸与事業を継続するための十分な基金を確保しておりますことから、今後の貸与事業に影響はございません。

また、水道料金の減額につきましては、今年度見込まれる純利益及び令和元年度純利益を令和2年度に繰り越した利益剰余金を充当することとしておりますから、事業計画への影響はございません。

また、新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合等における国民健康保険税及び介護保険料の減免につきましては、減免額の全額が国から財政措置されることから、特別会計への影響もございません。

一般会計におきましては、緊急経済対策の財源として本年度の実施が困難となった事業の中止及び延期により、9,054万7,000円を捻出したほか、財政調整基金1億2,662万9,000円を取り崩して財源を確保したところであります。

財政調整基金につきましては、今回の補正予算後において、残高が3億2,036万円を確保してございます。私が就任した当初は4,000万円強ということでありましたから、それに比べても本年度の財政運営に影響を与える額ではないということは明らかであります。

現時点では、そういう意味では行政運営には影響がないというよりは、影響のないように措置をさせていただいているところですが、これはこの後、市税収入の減少と長期にわたってその影響を見極める必要があるものと考えてございます。

最後、3点目ですが、本年度予算は今後第2波、

第3波が訪れた場合の対応ということでは可能なのかということであります。今後につきましては、市独自の対策というよりも、国あるいは県の対策の動向を見極めながら必要な財源の確保に努め、むつ市民の皆様の安心安全につながる支援について、市民の皆様に対してしっかりと対応していきたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（大瀧次男） これにて齊藤孝昭議員の質疑を終わります。

以上で6議案に対する総括的な質疑を終わります。

次に、ここからは1議案ずつ、それぞれ区分して質疑、討論、採決を行いますので、ご了承願います。

#### ◇議案第32号

○議長（大瀧次男） まず、議案第32号 むつ市育英基金の特例に関する条例に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありますので発言を許可します。

5番野中貴健議員。

○5番（野中貴健） 議案第32号 むつ市育英基金の特例に関する条例に対し、質疑をいたします。

先ほど齊藤孝昭議員に対して市長から答弁いただきましたが、一部重複するところもあるとは思いますが、むつ市奨学金制度の原資となっておりますむつ市育英基金の一部は、たくさんの方々からの寄附を元に運用をされていますが、今年度は新型コロナウイルスの影響で来年度就職希望の大学生、高校生の就職が厳しい状況にあると思われ、就職を考えていた大学生は大学院、高校生は大学、専門学校進学などを考えるご家庭が例年より増えると感じております。そうしますと、奨学金を活用するご家庭も当然増えるかと思いますが、それに対して何か対策はなされているのでし

ようか。現在、緊急的に支援金が必要な学生がたくさんいることも事実ですので、そのあたりのことも含め、財源を確保できているのかお伺いいたします。

○議長（大瀧次男） 教育長。

○教育長（氏家 剛） お答えいたします。

先ほど斉藤議員の総括質疑の際に、市長からも答弁がございましたけれども、私からもう少し詳しくご説明申し上げたいというふうに思います。まず、今回の学生等緊急支援金、ご承知のとおりこれは1年限りの措置というふうなことにしております。来年度以降につきましては、従来のもつ市奨学金を活用していただくというふうなことになると思います。育英基金の残高につきましては、現在1億8,000万円程度ございまして、今回の支援金として約1億円を、この全てを活用したとしても、まだ8,000万円ほど残るといふふうなことでございます。

一方で、現在奨学金の募集要項におきましては、高等学校10名、大学等、大学院生等も含んでの数でございますが、30名、そして専門学校10名というふうなことで、計50名の募集を行っております。しかしながら、直近3か年におきましては募集定員に達していない、このような状況が続いてございます。そのようなことから、仮に来年度の奨学金貸与希望者が今後の経済状況により例年よりも多かったと、多くの申請者があったというふうなことであっても十分貸与が可能となるものと、このように認識しております。また、必要に応じて貸与額の拡大等につきましても検討してまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（大瀧次男） これで野中貴健議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大瀧次男） 質疑なしと認めます。

以上で議案第32号の質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第32号は、会議規則第38条第2項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大瀧次男） ご異議なしと認めます。よって、議案第32号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、直ちに採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大瀧次男） ご異議なしと認めます。よって、議案第32号は原案のとおり可決されました。

#### ◇議案第33号

○議長（大瀧次男） 次は、議案第33号 むつ市学生等緊急支援金の給付又は貸与に関する条例に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大瀧次男） 質疑なしと認めます。

以上で議案第33号の質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案33号は、会議規則第38条第2項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大瀧次男） ご異議なしと認めます。よって、議案第33号は委員会への付託を省略すること

に決定いたしました。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、直ちに採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(大瀧次男) ご異議なしと認めます。よって、議案第33号は原案のとおり可決されました。

#### ◇議案第34号

○議長(大瀧次男) 次は、議案第34号 むつ市国民健康保険税条例の一部を改正する条例に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(大瀧次男) 質疑なしと認めます。

以上で議案第34号の質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第34号は、会議規則第38条第2項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(大瀧次男) ご異議なしと認めます。よって、議案第34号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、直ちに採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(大瀧次男) ご異議なしと認めます。よって、議案第34号は原案のとおり可決されました。

#### ◇議案第35号

○議長(大瀧次男) 次は、議案第35号 むつ市介護保険条例の一部を改正する条例に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(大瀧次男) 質疑なしと認めます。

以上で議案第35号の質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第35号は、会議規則第38条第2項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(大瀧次男) ご異議なしと認めます。よって、議案第35号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、直ちに採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(大瀧次男) ご異議なしと認めます。よって、議案第35号は原案のとおり可決されました。

#### ◇議案第36号

○議長(大瀧次男) 次は、議案第36号 令和2年度むつ市一般会計補正予算に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(大瀧次男) 質疑なしと認めます。

よって、議案第36号の質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております

ます議案第36号は、会議規則第38条第2項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(大瀧次男) ご異議なしと認めます。よって、議案第36号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、直ちに採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(大瀧次男) ご異議なしと認めます。よって、議案第36号は原案のとおり可決されました。

#### ◇議案第37号

○議長(大瀧次男) 次は、議案第37号 令和2年度むつ市水道事業会計補正予算に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(大瀧次男) 質疑なしと認めます。

以上で議案第37号の質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第37号は、会議規則第38条第2項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(大瀧次男) ご異議なしと認めます。よって、議案第37号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、直ちに採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議あり

ませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(大瀧次男) ご異議なしと認めます。よって、議案第37号は原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第10～日程第50 議案一括上程、提案理由説明

○議長(大瀧次男) 次は、日程第10 議案第38号 むつ市手数料条例の一部を改正する条例から日程第50 報告第15号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについてまでの41件を一括議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。市長。

○市長(宮下宗一郎) ただいま上程されました29議案12報告について、提案理由及び内容の概要をご説明申し上げ、ご審議の参考に供したいと存じます。

はじめに、議案第38号 むつ市手数料条例の一部を改正する条例についてであります。本案は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正により、個人番号の通知カードが廃止されたことに伴い、当該通知カードの再交付手数料を廃止するためのものであります。

次に、議案第39号 むつ市ひとり親家庭等医療費給付条例の一部を改正する条例についてであります。本案は、ひとり親家庭等の児童に係る医療費について、給付方法を償還払いから現物給付に改めるほか、所要の条文整備をするためのものであります。

次に、議案第40号 むつ市地方卸売市場大畑町魚市場条例の一部を改正する条例についてであります。本案は、卸売市場法の一部改正に伴い、大畑町魚市場において卸売業務を行うことの承認、売買取引の原則及び条件の公表等について規

定するほか、所要の条文整備をするためのもの  
あります。

次に、議案第41号 むつ市勤労青少年ホーム条  
例を廃止する条例についてであります。本案は、  
本年8月31日をもってむつ市勤労青少年ホームを  
廃止するためのものでもあります。

次に、議案第42号及び議案第43号の工事請負契  
約についてであります。これら2議案は、むつ  
運動公園陸上競技場第二種公認更新工事及び大畑  
庁舎移転事業旧大畑庁舎外解体工事について、工  
事請負契約を締結するためのものでもあります。

次に、議案第44号から議案第46号までの財産の  
取得についてであります。これら3議案は、本  
庁舎に配備しております除雪ドーザの老朽化に伴  
う更新、本庁舎及び大畑庁舎への小形ロータリ除  
雪車の新規配備及びむつ市消防団の防火衣等装備  
一式の老朽化に伴う更新を行うためのものでは  
あります。

次に、議案第47号 町の区域の変更についてで  
あります。本案は、県が実施する県道葉研佐井  
線道路改良工事事業に伴い、農林水産省が県に譲  
与及び売払いをする国有林地をむつ市大畑町二階  
滝に編入するためのものでもあります。

次に、議案第48号から議案第66号までのむつ市  
農業委員会の委員に任命する者につき同意を求め  
ることについてであります。これら19議案は、  
本年7月14日をもって任期が満了となります。むつ  
市農業委員会の委員に、柴田峯生氏、小林義顯氏、  
立花順一氏、四ツ谷末藏氏、村口利光氏、杉山重  
一氏、柏谷均氏、林忠久氏、坂本正一氏、立花幸  
雄氏、鴨田輝雄氏、水戸隆璽氏、嶋影秀子氏、中  
嶋寿樹氏、工藤輝雄氏及び蛭名修一氏を再任し、  
新たに、齊藤榮佐男氏、畑中光政氏及び新堂真氏  
を任命いたしたく、提案するものでもあります。

次に、報告第4号及び報告第7号についてであ  
りますが、これらは、令和元年度むつ市一般会計

及び令和元年度むつ市水道事業会計において、継  
続費を設定しております事業に係る進次繰越しに  
ついて、報告するものであります。

次に、報告第5号についてであります。これ  
は、令和元年度むつ市一般会計において設定して  
おりました繰越明許費について、繰越計算書を調  
製いたしましたので、報告するものであります。

次に、報告第6号についてであります。これ  
は、令和元年度むつ市一般会計において、やむを  
得ない事由により、年度内に完了しなかった事業  
に係る事故繰越しについて、報告するものであり  
ます。

次に、報告第8号についてであります。これ  
は、地方税法等の一部改正に伴い、むつ市税条例  
等の一部を改正する条例を専決処分したもので、  
個人市民税における非課税の範囲に係る改正等を  
しております。

次に、報告第9号についてであります。これ  
は、地方税法施行令の一部改正に伴い、むつ市国  
民健康保険税条例の一部を改正する条例を専決処  
分したもので、国民健康保険税に係る課税限度額  
の引上げ及び低所得者に対する軽減措置の拡充を  
しております。

次に、報告第10号についてであります。これ  
は、関係省令の一部改正に伴い、むつ市地方活力  
向上地域に係る固定資産税の特別措置に関する条  
例の一部を改正する条例を専決処分したもので、  
固定資産税の課税免除及び不均一課税に係る適用  
期限を延長しております。

次に、報告第11号についてであります。これ  
は、令和元年度むつ市一般会計補正予算でありま  
して、事業費の確定及び決算見込みにより、関係  
予算を専決処分したものであります。

次に、報告第12号についてであります。これ  
は、介護保険法施行令の一部改正に伴い、むつ市  
介護保険条例の一部を改正する条例を専決処分し

たもので、低所得の第1号被保険者の介護保険料について、軽減措置の拡充をしたものであります。

次に、報告第13号についてであります。これは、令和2年度むつ市一般会計補正予算でありまして、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた市内の中小企業者に対し、事業継続に必要な資金繰りを速やかに支援するため、関係予算を専決処分したものであります。

次に、報告第14号についてであります。これは、むつ市職員の特殊勤務手当の特例に関する条例を専決処分したもので、新型コロナウイルス感染症拡大の状況に鑑み、庁舎内で感染者が発生した場合における庁舎内の消毒作業を実施する職員の特殊勤務手当の特例を定めたものであります。

次に、報告第15号についてであります。これは、令和2年度むつ市一般会計補正予算でありまして、国の新型コロナウイルス感染症緊急経済対策であります特別定額給付金事業を速やかに実施するため、その事務に要する経費について、関係予算を専決処分したものであります。

以上をもちまして、上程されました29議案12報告について、その大要を申し上げましたが、細部につきましては、議事の進行に伴いましてご質問により詳細ご説明申し上げます。

何とぞ慎重ご審議の上、原案どおり御議決、ご同意及びご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（大瀧次男） これにて提案理由の説明を終わります。

### ◎散会の宣告

○議長（大瀧次男） 以上で、本日の日程は全部終わりました。

お諮りいたします。明6月11日及び12日と6月15日から17日までは議案熟考のため休会したいと

思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大瀧次男） ご異議なしと認めます。よって、6月11日及び12日と6月15日から17日までは議案熟考のため休会することに決定いたしました。

なお、6月13日及び14日は休日のため休会とし、6月18日は一般質問を行います。

本日はこれで散会いたします。

午後 1時29分 散会